

宇部市立保育園

(神原保育園 ・ 第二乳児保育園)



一時預かり事業

ご利用のしおり

1 利用対象者

次のいずれかに該当する場合、対象となります。

①原則、宇部市に住民票を有し、主に保育園等を利用（※）しておらず一時的に保育が必要となる場合

※保育園等を利用とは、保育の必要性の認定（2号・3号認定）を受け、認可保育所（公立・私立）、地域型保育施設および認定こども園（保育部）に在籍していることをいう。

②宇部市内に里帰り出産のため帰省し、出産予定日の8週間前から出産後8週に該当する場合

2 利用理由、利用可能日数

次のいずれかの理由により、緊急または一時的に家庭での保育が困難となる場合、利用できます。

（○利用可、×利用不可）

No.	利用理由等	利用日数の上限	実施保育園	
			神原	第二乳児
1	保護者の労働、職業訓練、就学 など	12日/月	○	×
2	保護者の疾病、入院、災害、事故、産前産後、親族の介護 など	12日/月	○	○
3	保護者の育児などに伴う心理的、肉体的負担の解消 など	1日/週	○	○

※産前産後の期間は、出産予定日の8週間前から出産後8週の日までです。

※利用日数の上限は、他の保育園等の一時預かり保育利用日数との合計です。

超過した場合、ご利用できませんのでご注意ください。

※利用理由が変更となる場合、利用施設へ必ず事前に相談してください。

3 対象年齢

利用施設名	利用対象年齢
神原保育園	満1歳以上、就学前まで
第二乳児保育園	生後8週以上、満3歳に達する日以降最初に到来する3月31日まで

4 保育時間、利用料金等

保育時間	1回の利用料金
8:30~17:00のうち、4時間以上8時間未満	1,800円（うち給食費200円）
8:30~17:00のうち、4時間未満	900円（うち給食費200円）

※保育時間は厳守してください。

保育時間を超過した場合、その後の利用をお断りする場合があります。

※利用料金は、食事等の有無に関わらず利用する保育時間により決定します。

※第二乳児保育園では、お便り帳を販売しています。（任意）

※無償化については、末尾の《幼児教育・保育の無償化について》をご覧ください。

5 休園日

日曜日、祝日および年末年始

6 利用までの流れ



①利用者登録

㊦場 所 一時預かり事業を利用する保育園

(複数の保育園利用する場合、それぞれの保育園で手続きが必要です。)

㊧時 期 毎年度、利用開始日の前日までに登録手続きが必要です。

(通園の準備等を考え一週間前までの手続きをお勧めします。)

㊨方 法

a 登録に必要な書類(以下の(1)~(4)の書類)をご用意ください。

※書類は、宇部市ウェブサイトまたは利用する保育園で直接お受け取りください。

b 事前に電話予約をして、お子さんと一緒に保育士による面談を受けてください。

※面談日に、あらかじめ記入した以下の(1)~(4)の書類を提出していただきます。

(5)~(7)の書類は、利用日の前日までにご提出ください。)

(1)宇部市一時預かり事業利用申込書

(2)一時預かり児童票

(3)児童等健康調査票

(4)食品チェック一覧表

(5)アレルギー疾患生活管理指導表

(アレルギー疾患がある場合、登録時にお渡しします。)

(6)利用理由No.1 の場合：就労証明書(任意様式)、カリキュラムなどの確認書類

(7)利用理由No.2 の場合：申立書、親子手帳の写し、医師の診断書など

②利用予約

㊦場 所 一時預かり事業を利用する保育園

(複数の保育園利用する場合、それぞれの保育園で手続きが必要です。)

㊧時 期 一時預かり事業を利用する場合、事前に予約が必要です。

利用希望日の2週間前の日が属する週の月曜日から利用希望日の前日までにご連絡ください。月曜日が休園日の場合、翌開園日から予約可能です。

㊨方 法 電話予約

※受入可能人数および園行事等の理由により、お断りする場合があります。

③持参するもの

◎おむつ・おしり拭き・汚れ物入れ(ビニール袋)

(おむつは、紙おむつ・紙パンツまたは布パンツ)

◎衣類上下・肌着・帽子・上着・靴(サンダル・ブーツ不可)

(帽子は紐付きが望ましい。)

◎午睡用ふとん(上下1組)

※夏はタオルケットまたはバスタオル、冬は毛布等、季節に応じてご用意ください。

◎水筒(水またはお茶)

◎利用料金(登園時に、お支払いください。)

※持ち物には、全て名前を記入してください。(おむつを含む)

※衣類は、動きやすく着脱しやすいものをご用意ください。

④通園

- ㊦登園時、保育室で荷物を整理し、お子さんの体調などを保育士に伝えてください。
- ①送迎は、原則、利用者登録時に「一時預かり児童票」に記入された方となります。その他の送迎者を希望される場合、事前に保育士へご相談ください。

⑤利用料金の支払い

- ㊦支払時期 **利用の都度**（お釣りの出ないようご準備ください。）
お子さんを保育士へ受け渡した後、当日の利用料金をお支払ください。
- ①支払場所 利用する保育園（神原保育園は、保育園内の子育て支援センター）

7 給食・おやつ

1日利用される場合、給食および午後のおやつを提供します。
※午後から利用される場合、給食の提供はありません。午後のおやつのみ提供します。
※アレルギー疾患等の理由により、弁当等を持参していただく場合があります。

8 怪我、体調不良など

- ◎登園時、発熱、体調不良等の症状があるときは、お預かりできない場合があります。
- ◎保育中に、怪我、体調不良および発熱（38度以上）等が生じた場合は緊急連絡先にご連絡します。
- ◎保育中の事故等による治療費補償のため、傷害補償保険に加入しています。

9 お願い

- ◎子どもの安全のため、保育園門扉の鍵は出入りの都度、確実に施錠してください。
- ◎欠席や遅く登園される場合、当日9:00までに利用する保育園に連絡してください。
- ◎非常警報（台風警報等）時の登園はお控えください。また、保育中に警報等が発令されたときは、速やかに迎えに来てください。
- ◎お菓子や玩具類の持ち込みはできません。
- ◎**里帰り出産のために市外から帰省し利用する場合、申立書（提出書類(7)）に帰省日、里帰り先（実家等）住所および電話番号の記入をお願いします。**

《幼児教育・保育の無償化について》

以下の方は無償化の対象となる場合があります。
ただし、給食費、おやつ費は無償化の対象外となります。
・3歳児以上で保育の必要性がある子ども
・0～2歳児で保育の必要性があり、かつ市県民税非課税世帯の子ども
無償化の対象となるには、宇部市に申請を行い、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を事前に受ける必要があります。
詳しくは下記URLまたは右上QRコードからご確認くださいか、
保育幼稚園課保育係（0836-34-8327）まで問い合わせください。



https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/hoikuen_youchien/musyouka/index.html

お問い合わせ、お申し込み先

神原保育園（子育て支援センター）

電話番号 0836-21-6484

所在地 宇部市琴芝町二丁目3番30号

受付時間 8:30から17:00まで

第二乳児保育園

電話番号 0836-33-2770

所在地 宇部市南浜町二丁目2番15号

受付時間 8:30から17:00まで